

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第136条第1項の規定に基づく下記2の関係人（申請人）に対する下記3の通知を、同法第136条第2項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年8月19日

前橋地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和8年第1号

対象土地 富岡市田篠字中井961番1

富岡市田篠字中井961番5

手続番号 令和8年第2号

対象土地 富岡市田篠字中井961番1

富岡市田篠字中井961番4

2 関係人（申請人）の氏名又は名称

堀越茂重郎

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。